

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公開番号】特開2016-172860(P2016-172860A)

【公開日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2016-057

【出願番号】特願2016-80929(P2016-80929)

【国際特許分類】

C 08 L	21/00	(2006.01)
C 08 L	15/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2018.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	21/00	
C 08 L	15/00	
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/36	
C 08 K	3/00	
B 60 C	1/00	Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

[3]前記変性液状ジエン系ゴム(B)が有する官能基が、無水マレイン酸基、無水コハク酸基、マレイン酸モノエステル基、コハク酸モノエステル基、マレイン酸モノアミド基及びコハク酸モノアミド基から選ばれる少なくとも1つの基である、[2]に記載のゴム組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

極性化合物は、アニオン重合において、通常、反応を失活させず、共役ジエン部位のミクロ構造を調整するため用いられる。極性化合物としては、例えば、ジブチルエーテル、テトラヒドロフラン、エチレングリコールジエチルエーテル等のエーテル化合物；テトラメチルエチレンジアミン、トリメチルアミン等の3級アミン；アルカリ金属アルコキシド、ホスフィン化合物などが挙げられる。極性化合物は、有機アルカリ金属化合物1モルに対して、通常0.01～1000モルの量で使用される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0141

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 1】

(官能基の当量)

酸価から変性液状ジエン系ゴム( B ) 1 g 当たりに含まれる官能基の質量、1 g 当たりに含まれる官能基以外の質量(重合体主鎖質量)を算出した。以下の式より官能基の当量(g / eq)を算出した。

$$[1 \text{ g 当たり官能基質量}] = [\text{酸価}] / [56.11] \times [\text{官能基分子量}] / 1000$$

$$[1 \text{ g 当たり重合体主鎖質量}] = 1 - [1 \text{ g 当たり官能基質量}]$$

$$[\text{官能基の当量}] = [1 \text{ g 当たり重合体主鎖質量}] / ([1 \text{ g 当たり官能基質量}] / [\text{官能基分子量}])$$